

見守りネットワークとは

特に孤立になりがちで、日ごろから見守りが必要な高齢者等に対して、地域の方々の協力を得て、見守り活動・声かけ活動・安否確認などを行う活動です。

孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指しています。

秋田市社会福祉協議会/秋田市民生児童委員協議会

見守りネットワーク事業の進め方

1 見守り対象となる世帯

- ◇心身の状態から見て第三者の見守りが必要な一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯
- ◇その他 見守りを必要とする世帯(児童虐待、高齢者虐待など)

※高齢者の一人暮らし全員を対象にするものではありません。

日ごろの活動の中で「これは虐待かもしれない」という場面を見つけたときは、担当民生委員や地域包括支援センター、子ども未来センターなどに橋渡ししましょう。

【見守りの必要度が高い例】

- 〇一人暮らしで、ほとんど外出することがなく、近所の方とも疎遠である。
- ○高齢夫婦世帯で老々介護をしているが、最近介護者に認知症の兆候がみられる。

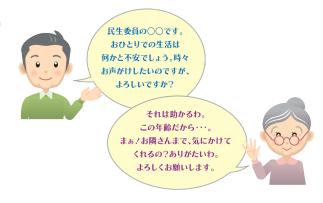
【見守りの必要度が低い例】

- 〇一人暮らしではあるが、すぐ近くに家族が住んでおり、頻繁に顔を出している。
- 〇ホームヘルパーやデイサービスなどを週に数回利用している。

2 見守り対象世帯から同意を得る

見守りが必要な世帯があった場合は、 事前に対象者から担当民生委員が同意を 得ることにしています。

同意を得ておくことで、必要最低限の 情報を関係者で共有することができ、そ の後の町内会長や福祉協力員による声か けや訪問活動がより円滑に進められます。



3 見守りネットワーク打ち合わせ会の開催

見守りネットワーク事業に関わる方々の共通理解を図るために、地区ごとに年1回は開催します。

【打ち合わせ会の内容】

- (1) 事業内容の説明(共通理解)
- (2) 留意事項の確認(個人情報の取り扱いなど)
- (3)情報交換
- (4)対象世帯の確認(リストの作成・確認)
- (5) 実施体制の合意形成(見守り体制や異変があった場合の連絡先の確認)

定期的な声かけ・訪問活動

基本的に月1回は、見守り対象世帯へ訪問します。

【訪問の目的】

- (1)安否を確認する (3)話し相手になる
- (2)健康状態を把握する (4)情報を提供する

【困りごとを相談されたら・変化に気づいたら】

一人で抱え込まずに、町内会長や担当民生委員、場合によっては地域包括支援セン ターなどに橋渡ししましょう。

日常的な見守り活動

定期的な訪問とは別に、隣近所から協力していただき、対象世帯の日常生活に変化 がないか見守ります。(カーテンの開閉、電気の点灯・消灯、新聞受けの確認など) 月1回程度の定期的な訪問だけでは、緊急事態のときに異変に素早く気付くことが できない場合がありますので、日常的な見守りはいざという時に非常に有効です。

訪問記録をつける 6

定期的な訪問を行った場合は、訪問者が日誌に記録します。(地区社協へ提出)

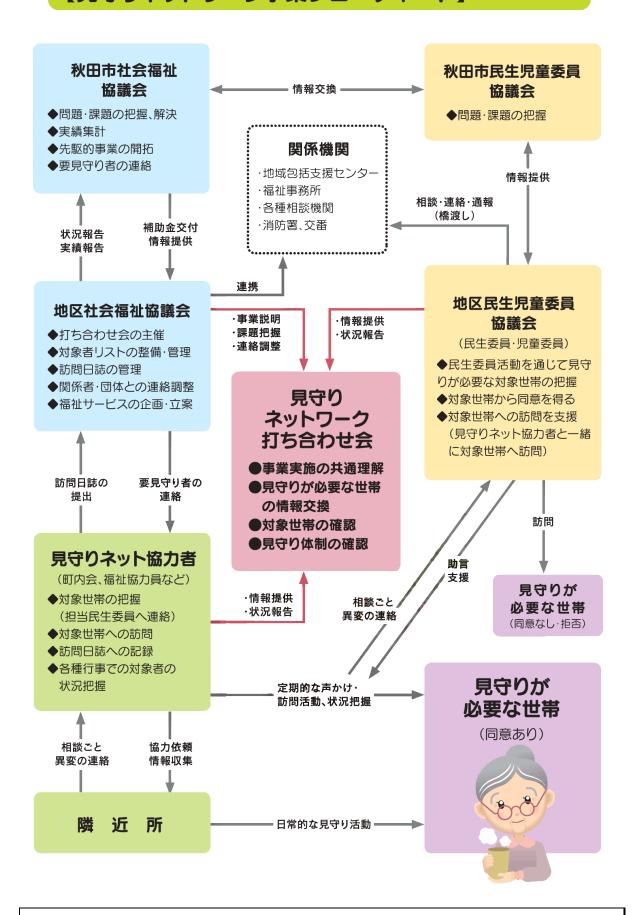
- ○対象者の異常に素早く対応できるようになります。
- ○訪問者が交代するとき、状況を引き継ぐことができます。

見守り・訪問活動の留意事項

◇同じ目線で	同じ地域に住む方々でお互いに支え合う活動です。同
	じ目線での「お互い様」という気持ちが大切です。
◇広く受け止める	相手の感情を広い心で受け止めてみましょう。その中
	に悩みごとや困りごとが潜んでいるかもしれません。
◇秘密は守る	活動の中で知り得た個人の秘密を守ることは、信頼関
	係を築くうえでとても重要です。
◇一人で抱え込まない	困ったときは一人で悩まず、町内会長や民生委員など
	に相談しましょう。あくまでも「橋渡しの役目」です。
◇活動は細く長く	気負わず、無理のない範囲で声かけ・訪問の回数を重
	ねながら、少しずつ信頼関係を築いていきましょう。
◇礼儀は忘れずに	親しき仲にも礼儀あり。訪問するときに「客」として
	礼儀を守ることはエチケットです。
◇問題の背景を考える	個人の問題として原因を追究するのではなく、問題を
	生み出した背景など広い視点で捉えることが大事です。



【見守りネットワーク事業フローチャート】



見守りネットワーク事業の手引き(概要版) 平成25年2月発行 秋田市社会福祉協議会 秋田市八橋南一丁目8-2 TEL862-7445 FAX863-6068